

# 食品安全委員会第 200 回会合議事録

1 . 日時 平成 19 年 7 月 26 日 ( 木 ) 13:30 ~ 15:07

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

( 1 ) 食品安全委員会 5 年目に向けて

・ 東内閣府審議官、専門調査会座長 ( 農薬、微生物 ) 等を交えた意見交換

( 2 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等

「 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」

( 厚生労働省からの説明 )

・ 特定保健用食品

ヘルシアコーヒー 無糖ブラック

ヘルシアコーヒー マイルドミルク

( 厚生労働省からの説明 )

( 3 ) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 添加物 ケイ酸カルシウムに係る食品健康影響評価について

・ 農薬 / 動物用医薬品 ジノテフランに係る食品健康影響評価について

・ 動物用医薬品 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤 ( フラッシュベイト、エコスピード ) に係る食品健康影響評価について

( 4 ) BSE 対策に関する調査結果等について

( 厚生労働省及び農林水産省からの報告 )

( 5 ) 平成 19 年度食品安全モニター会議について ( 報告 )

( 6 ) その他

#### 4 . 出席者

##### ( 委員 )

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

##### ( 専門委員 )

鈴木農薬専門調査会座長、春日微生物専門調査会専門委員

##### ( 関係各府省 )

内閣府 東内閣府審議官

##### ( 説明者 )

厚生労働省 國枝基準審査課長

厚生労働省 玉川新開発食品保健対策室長

厚生労働省 加地監視安全課長

農林水産省 境畜水産安全管理課長

##### ( 事務局 )

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

#### 5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11  
系統及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統の概要

資料 1 - 3 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料 2 - 1 ケイ酸カルシウムに係る食品健康影響評価について

資料 2 - 2 ジノテフランに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 2 - 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について < ジノテフランを有効  
成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤 ( フラッシュベイト、  
エコスピード ) >

資料 3 - 1 BSE 対策に関する実態調査結果 ( 平成 19 年 3 月末現在 )

資料 3 - 2 ピッシングに関する実態調査結果について

資料 3 - 3 BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について ( 18 年度 )

資料 4 平成 19 年度食品安全モニター会議について

## 6 . 議事内容

見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 200 回会合を開催いたします。本日は、6 名の委員が出席です。

さて、当委員会は、本年 7 月をもちまして、発足から 5 年目を迎えるとともに、今回は第 200 回会合という節目でもあります。本日、高市早苗内閣府特命担当大臣食品安全担当に御出席いただく予定でしたが、所用のため急遽、御出席できなくなりましたので、代わって東内閣府審議官に御出席いただいております。また、農薬専門調査会の鈴木座長、微生物専門調査会の春日専門委員に御出席いただいておりますので、御紹介申し上げます。

後ほど、食品安全委員会 5 年目に向けた意見交換会を行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず高市大臣からごあいさつを頂戴しておりますので、東内閣府審議官から代読をお願いいたします。

東内閣府審議官 内閣府審議官の東でございます。よろしくお願いをしたいと思います。委員長からお話がありましたとおり、本日は高市大臣が御出席の予定でございましたけれども、急遽、所用ができませんので、私が代理ということでございます。高市大臣からのごあいさつを預かってきておりますので、代読させていただきたいと思っております。

食品安全委員会の発足から 5 年目を迎え、加えて 200 回目に当たる節目の会合の開催に当たりまして、食品安全担当大臣といたしましてごあいさつを申し上げます。

まずは、この 4 年間、我が国の食品の安全の確保という重責を担われ、科学に基づいた新たな食品安全行政の確立、推進に取り組んでこられた見上委員長を始めとする委員の皆様及び関係各位の御努力に、食品安全担当大臣として心から敬意を表したいと存じます。

食品安全委員会の最も大きな任務は、食品安全行政の基となる客観的かつ中立・公正な食品健康影響評価の実施でございます。委員会の発足当初から、極めて多数の評価要請があり、各専門調査会において精力的に評価を進めてこられました。同時に、国民の皆様にとって関心が深い課題を中心に、リスクコミュニケーションにも積極的に取り組んでこられたものと承知しております。

食は命の源であり、国民にとって食の安全は生活における最大の関心事と言っても過言ではありません。国民の皆様からの御意見を聞いておりましても、食の安全に対する関心の高まりをひしひしと感じているところであり、食品安全委員会に対する期待はますます大きくなっているものと存じます。

5 年目に当たりましては、引き続き、客観的で中立・公正な食品健康影響評価に取り組

んでいただくとともに、食品安全委員会としても様々な手段を通して、関係者相互間の意見交換を促進し、また、情報発信を充実、強化されていくことによって、国民により一層信頼される食品安全行政の実現に貢献いただきますようお願いいたしまして、私のあいさつといたします。

ということでございます。よろしく願いいたします。

見上委員長 どうもありがとうございました。東内閣府審議官には、引き続き、意見交換の方もよろしく願いいたします。

それでは、食品安全委員会5年目に向けた意見交換会を行いたいと思います。本日は、東内閣府審議官、鈴木座長、春日専門委員と我々委員6人とで、この4年間を振り返りつつ、5年目に向けた食品安全委員会の今後の方向性などにつきまして、自由に意見交換ができればと思っております。

食品安全委員会では、昨日現在で、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関から819品目の評価申請を受け、このうち403品目について評価結果を通知しております。この中で、リスク管理機関からの数多くの評価要請に対して、どのように効率よく評価していくかということが大きな課題となってきたように思われます。

また、今後の課題として、リスク管理機関からの要請によらない食品安全委員会の主体的な取組、すなわち、食品安全委員会自らが行うリスク評価やリスク評価に関する技術研究などを推進していく必要があるかと思われます。

本日はまず、4年間にわたる活動を経て、明確になってきたこれらの課題について論議してまいりたいと思います。

初めに、農薬専門調査会の鈴木座長に御意見を伺いたいと思います。平成18年5月のポジティブリスト導入に当たり、食品安全委員会としては、非常に多数の農薬の安全性に係る審議を迅速かつ効率的に行う必要があったことから、まず厚生労働大臣に対して、ポジティブリスト制度の導入に際し、留意すべき事項について意見を表明いたしました。

また、リスク評価に係る具体的な手順を実施手順として定めるとともに、農薬専門調査会におきましては、5つの部会から成る評価体制に強化したところでございます。

鈴木座長には、これらの部会を取りまとめている幹事会の座長としても御尽力いただいておりますが、各部会における評価の整合性の問題等、様々な問題があったかと思えます。

これらの問題に対応するに当たり、どのような御苦勞があったのか、また、これからの課題についてもお話を伺えればと思います。

鈴木座長、よろしく願いいたします。

鈴木農薬専門調査会座長 農薬専門調査会座長の鈴木です。それでは、今のお話ののっ  
とって、日ごろ思っていることを皆様にお伝えしたいと存じます。

皆さん御存じのように、平成 15 年に本委員会と 16 の専門調査会が設置されまして、リ  
スクアセスメントのリスク管理機関からの独立、科学主義、公開という 3 つの原則によっ  
て運営されてまいりました。

BSE 問題が突出していたので、農薬専門調査会は目立ちませんでしたけれども、実は、  
従来の農薬専門行政と比較すると画期的な変革を行って、多くの実績を上げてきておりま  
す。特に情報公開については、評価の基礎資料である農薬抄録をメーカーの厚意により公  
開しております。また、農薬評価書ですが、これも和文と英文で公開している外、詳細な  
議事録をホームページに公開してきております。農薬の安全性評価の過程をここまで公開  
している国は、日本以外にはございません。この透明性のゆえに、国民からの信頼が高ま  
りつつあるのではないかと感じております。

また、諸外国が農薬の安全性を評価する際に、我々が作成した農薬評価書を参考にして  
いる例が幾つもございます。これらの事実は、我々の評価が世界に通用することを示して  
いる点で、非常に大きなインパクトを与えていると思います。農薬の評価方法の国際的な  
ハーモナイゼーション、ワークシェアなどでアメリカの EPA や OECD から期待が寄せられて  
いるゆえんであります。

さて、昨年 5 月からポジティブリスト制度が施行され、動物薬、飼料添加物を含め、暫  
定基準が設定された合計で 758 物質の安全性評価依頼が成されており、その評価が 5 年間  
で行われることになっております。農薬の案件が最も多いことから、専門委員を 38 名に増  
員していただき、また、事務局員も増員していただきました。このような当局の御配慮に  
感謝するとともに、慎重かつ迅速に審議を行うべく日夜努力しているところでございます。

委員長からもお話がありましたけれども、迅速な審議が必要であるという点は重々理解  
しております。しかし、一方で、国民の安全を守るために間違いは許されないというのも、  
また事実であります。この点から、審議は慎重の上にも慎重を期して、安全性の確保に努  
めなければならないと考えております。この二律背反的な目標はなかなか重いものがござ  
います。

それにつけても、他国の似たような状況、例えばアメリカの EPA での農薬残留基準の見  
直しの経緯などと我が国の状況を比べて見ますと、5 年間で暫定基準の妥当性の評価を終  
えるというのは、かなり野心的な目標だと思われれます。米国の EPA は農薬部門だけで  
1,000 人規模の常勤スタッフで、米国内の農薬を 10 年間で既に見直したと言っております

が、我が国では、8割方パートタイムで、合計約50人のスタッフで約800の農薬などを5年間で審議することになっているんですが、これはかなり困難な状況であるというのは御理解いただけると思います。

ちなみに、EUでも同様に農薬の安全性を再評価する動きがあります。イギリス、フランス、ドイツなどの加盟国が分担して作業を進めているところですが、10年間で見直しを行うという当初の目標は到達できそうもありません。審議未了のものについては、登録抹消というような措置が既に採られています。現実の壁がかなり厚いと言わざるを得ないと思います。

今後については、まずマンパワーを確保してということで事務局を強化する。専門委員を更に増員する。専門委員会を改組するというようなことで、短期的な乗り切りを図る必要があります。それと同時に、長期的には、専門職大学院などでリスクアセッサーの人材養成を図って、リスクアセスに関わる部局の統合あるいは新設の中で、これらの人材を登用して食の安全を確保するという流れをつくる必要があると考えております。

今後とも、微力ながらお役に立てれば幸いと考えております。

以上です。

見上委員長 鈴木座長、どうもありがとうございました。また、後ほど、ディスカッションに加わっていただきたいと思います。

次に、微生物専門調査会の春日専門委員に御意見を伺いたいと思います。食品安全委員会は、リスク管理機関の依頼によらず、国民の健康への影響を考慮して自らの判断で実施する食品健康影響評価、自ら評価を行うことができるとされており、食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価につきましては、食品安全モニター等を通じて把握した国民のニーズを踏まえ、企画専門調査会において自ら評価を実施する案件の候補として選定され、平成16年12月の食品安全委員会において自ら評価を実施することが決定されました。

現在、微生物専門調査会とウイルス専門調査会と合同で、食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価について調査審議を進めていただいております。

本日は、微生物専門調査会の座長である渡邊専門委員が所用で参加できないとのことですので、合同専門調査会の下に設置した4つの検討グループすべてに参加していただいていた春日専門委員に御意見を伺いたいと思います。食中毒は、身近な健康被害要因ですが、生産・加工工程等を経て、最終的に人の口に入るまでに原因微生物の増殖があり、評価を行うことが非常に難しいのではないかと存じます。

合同専門調査会では、現在、評価指針案の作成、食中毒を起こす9種の微生物のリスク

プロファイルの作成、自ら評価に当たった優先順位付けなどを行っていただいております。これらの作業を行う中で御苦労された経験や、これから具体的に評価していくに当たった課題等についてお話いただければと思っております。春日専門委員、よろしく願いいたします。

春日微生物専門調査会専門委員 委員長のお話にもありましたように、微生物専門調査会とウイルス専門調査会では、合同に審議を進めております。渡邊座長は、合同専門調査会の座長でもいらっしゃるわけですがけれども、本日、御所用で御出席いただけないということですので、私、春日ですがけれども、代わって御説明させていただきます。

食品に関わる問題は、非常に幅広いものを含んでおります。ただ今お話いただきました農薬に関わる問題と、食中毒を始めとする微生物に関する話題とでは、リスク評価を行うに当たっても非常にアプローチが違います。特徴の違うものを持っております。

農薬については、扱う物質が非常に多いということで御苦労されているという話がありましたけれども、リスク評価の手法につきましては、各国共通のものが大体はあって、歴史が長いとお聞きしております。

それに比べまして、微生物に関するリスク評価というものは、世界的にも非常に歴史が浅く、我が国でも、コーデックスで定義されている形でのリスク評価ということは、まだ本格的に行われておりません。

問題の種類によって、微生物の種類によって、回答、リスク評価の結果として求められるものも違ってきますし、それに応じてアプローチも違います。

微生物とウイルスの合同専門調査会では、専門委員の中でも、まず共通の理解を持ちたいということで、評価指針案を作成いたしました。この評価指針に沿いまして、委員長から御説明がありましたように、9つの微生物、食品の組合せに対して、まずリスクプロファイルを作成いたしました。その中で、専門調査会の中で重要度が高いと判断された4つの組合せについて検討班を設置いたしまして、より詳細な検討を行いました。

そこでは、現在利用可能なデータについて精査しまして、健康被害としての重篤度や健康被害の頻度だけではなくて、リスク評価が行えるかというリスク評価としての実行可能性についても検討いたしました。その結果、鶏肉に関するカンピロバクターの案件がまず第一番目にリスク評価を行うべき対象として選定された次第です。

これにつきましては、先月、東京と大阪とで意見交換会を実施しまして、その結果を踏まえて、食品安全委員会の方でも、その案件を自ら評価の第一案件とするということでも承いただいたところですので。

検討班の審議の中では、実行可能性に一番影響を与えるデータの利用可能状況、これについて非常に苦労いたしました。

まず、どういうところでデータが足りないかといいますと、1つには、微生物の汚染実態のデータです。このデータは、通常、陰性であるという結果が非常に多いものですから、我々、研究者の立場から言いますと論文になりにくいデータと言えます。ですけれども、リスク評価に当たっては、どれだけ陰性データが多かったかということも非常に重要な情報になります。

また、もう一つ、データの不足している部分といいますのは、微生物学的な研究では情報がとれない流通の実態データ。どういう流通経路をたどって、そこにどのぐらいの量の食品が流れているか。どういう加工を経るか。これは、微生物学者が今までとりようがなかったようなそういう情報です。それがないために、当面、リスク評価が行えないという判断を下さざるを得ない案件がたくさんありました。

今後、カンピロバクターと鶏肉を課題として実際のリスク評価を行うわけですが、海外で既に行われている微生物学的なリスク評価、また、我が国でも研究班として行ってきたリスク評価の幾つかの事例を考えますと、幾つかの課題が見えてまいります。

1つには、微生物は各段階で、数を非常に劇的に変化させるものですので、どうしても確率論的な考え方をもち込まざるを得ません。汚染実態調査にしても、温度や時間の経過データにしましても、それらを、確率論をもち込んだ数理統計技術で解説していく必要があります。現在の専門調査会では、そのような専門性を持った方が非常に限られております。この技術、また、その技術を持つような専門家をどう食品安全委員会のリスク評価の中に取り入れていくか。これが1つの課題かと考えられます。

また、鈴木座長からもお話がありましたように、そのような科学を支える教育システムがまだ我が国では充実しておりません。そのため、食品安全委員会でのリスク評価に必要な科学体系を教育機関としてどう支えていっていただけるか。これは、食品安全委員会だけで解決できる問題ではないかと思っておりますけれども、今後に向かって提言させていただきたいと思っております。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。

春日委員にもまた、後ほどディスカッションに参加していただきたいと思っております。各専門委員会の先生からそれぞれ課題について御意見ございましたが、委員の先生方は、これらの課題についてどのようにお考えでしょうか。委員の先生方のお考えを伺いたいと思

ます。

どうぞ。

長尾委員 鈴木座長からお話がありましたけれども、ポジティブリスト制というのは、ものすごい、トータル 800 ぐらいのリストだと思いますけれども、これを全部評価をするという国は多分ないですね。ないと言ってはいけないでしょうか。

鈴木農薬専門調査会座長 ポジティブリストとして評価した外国の国があるかということですか。それはまだ多分ないと思います。

長尾委員 ですから、前人未到のことを今、日本がやろうとしているわけなので、そこについてですけれども、スタート前に一律基準というものを決めていきます。これは、現在の分析技術で到達できるかどうかと初めは危ぶまれたんですけれども、日本の機械もいいし、日本の技術者も優秀なので、何とかできるということで非常に厳しいところで測定値の方で押さえていますので、少し遅れたとしても、今までどおりのしっかりした内容の評価を続けていく方が、拙速に時間に間に合わせる、数を合わせるというよりはいいかもしれないと個人的には思っています。

見上委員長 どうもありがとうございました。

されど、やはり一応政府として、5年間で800弱と言ってきた以上は、なるべく努力するというのは当然のことだと思いますので、よろしくお願いします。外に何かありますか。

どうぞ。

廣瀬委員 農薬のポジティブリスト制について、若干付け加えますけれども、今、ポジティブリスト制の農薬を、とにかく迅速に評価しようということで農薬では確認評価部会を3つ設けて審査しておりますけれども、一番の問題点は、申請書の方に出てくる試験の内容が非常に古かったり、あるいは足らなかつたりして、なかなか満足いく評価ができないということです。評価中に、毒性等について疑問点あるいは問題点が出てきまして、それを追究しようと思っても、オリジナルな論文がなかつたり、あるいはどこにそのデータがあるか分からなかつたりということで、非常に評価する側としては不満に思っています。

こういう状態で評価しないといけないのですが、そういうことを考えて、将来的にまた、新しいデータが出てきたような場合には、積極的に再評価していくということが絶対に必要だと思っております。

見上委員長 どうもありがとうございました。

新しいデータが出てきたら、即再評価するという誠にごもったもな御意見ではないかと私は思います。外にございませんか。

どうぞ。

畑江委員　そういう専門的な難しいことは分からないんですが、私がそういう専門調査会に出席させていただきますと、本当に深い専門的な議論をやっていて、先ほども廣瀬委員がおっしゃったように、限られたデータしかない場合もあって、専門委員会の先生方が何か悩ましい悩ましいとおっしゃりながら、それでも決めなくてはいけないという、そういう現実を何回も拝見したことがあります。そうすると、やはり今後の課題としては、そういう基礎的なデータをつくるような、待っているだけではなくて進めるような方策も、やはり考えなくてはいけないのではないかなと思います。

お二人は専門委員会の先生方ですけれども、リスコミということをあまりおっしゃいませんでした。そういうことも言ってもよろしいのでしょうか。例えば、私は、家政学会、日本調理科学会や大学というところにおりますので、消費者といつも一緒にいるところにおりますけれども、消費者から見ると、食品安全委員会はリスク管理機関と区別がついていなくて、何をやっているのかよく分かっていない人もいます。

そう言いながら、一方で農薬に漠然とした不安を持っているので、私が授業や市民講座の講演などで、こうこうこういうような状態で農薬の基準を決めていますよと言うと、ああそうですかという感じになるんです。そうすると、やはりそういうリスクコミュニケーションは、具体的にどういう方法かちょっとよく分からないんですけれども、少しそういう消費者に知らせるといっても、今後の課題。せっかく、御苦労していらっしゃるのが消費者に見えないというのはとても残念なことではないかと思しますので、そちらの方も少し今後の課題ではないかと思っております。

見上委員長　ありがとうございました。

食品健康影響評価は、科学的な評価のみならず、出た評価に対してリスコミを行うというのは非常に重要なことだと思いますし、その前に、なぜ食品安全委員会が管理官庁から分かれたか、最近、ときどき聞くのは、初めから分かれたのがおかしいというような意見が出ているようですけれども、それには歴史がいろいろあって、評価と管理は別なんだということで食品安全委員会ができたわけですから、リスコミを通じて、そういう分かれた理由もさることながら、食品安全委員会はどういうことをやっているかということも非常に重要な課題であり、我々もリスコミを行うセクションはございますので、よく考えながら説明も含めて進めていきたいと思っております。

外に何かございませんか。どうぞ。

鈴木農薬専門調査会座長　今の点で若干、弁解というか、私がする立場でもないんです

けれども、お話ししておかなければいけないことが幾つかあると思います。

最初のところでちょっと申し上げたように、この4年間で、農薬行政の中で見ると、ものすごく大きく変わったんです。それは、公開という点でもものすごく変わった。これはリスクコミュニケーションの根幹を成す部分であって、まだ宣伝がちょっと足りないのは仕方ないんですけれども、とにかく前はアプローチしようと思ってデータに到達できなかったんです。それがちゃんと到達できるようになったというのは、これはものすごい変化です。

この3月のところで「気になる農薬」というような形で、DVDの宣伝用のものを出しまして、結構好評で売れているようですけれども、売れるというか無料で配られているんですけれども、リスコミの集会などにもこちらも顔を出しておりますので、努力が足りない点は認めますけれども、その基になる部分は、かなりこの委員会ができてから後、大きく変わったという点は、是非、御認識いただきたいと思います。

今、このところで、ポジリスの話が問題だという話になっているんですけれども、なぜこんな問題になってしまったのかという点について一言だけ触れておきますと、本来、リスクアセスメントのところ、一日許容摂取量というものを決めた上で、残留基準を決めるという手順が原則です。ところが、ポジティブリスト制に移行するということになったお陰で、ADIをつくってMRLを決めるという手順では間に合わない。MRLをとにかくつくってしまわざるを得ない。暫定的に決めますという話があって、私たちに諮問されているのは、その暫定基準というのが合理的ですねというのを確認してください。つまり、本来の手順からすると逆転した手順のことをやりなさい。それがそういうふうに法律に書いてあるんです。だからやむを得ない。これをなるべく早くに元に戻すというような形にしていかなければいけないと考えております。

その意味で、廣瀬委員が言っておられたように、議論が中途半端になったりするいろいろな問題があるので、これもまだ法律にきちっと書いてあるわけではないんですけれども、再評価制というのは是非、きちんとやれるように保証を取っていただきたいと感じています。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。法律論になると、我々、委員はあまりよく分からない人がほとんどですので、総務課、よく聞いて記録しておいて、必ず伝えてください。やはり専門調査会のメンバーもそうですし、法律は何のためにあるか、法律は法律を守るためにあるのではなくて、何か新しいことができたなら変えていかなければならな

い。ところが、日本はなかなか法体系の見直しが遅れがちで、いろいろ矛盾が出てきているのもいろんな面で事実だと思うんですけれども、是非、食品安全基本法に関して、よろしく願いいたします。

外に、自ら評価について何かございませんか。自ら評価は、確かに食品安全委員会ができてから、今まで3つぐらい行いましたね。大変です。多分この聴衆の方々は、お分かりでないと思うんですけれども、自ら評価をやる場合は、すべてのデータを食品安全委員会自らが集めなければならない。ところが、食品安全委員会というのは、御存じのように所属している職員の方がほとんど出向組です。食品安全委員会の出向でないのは、常勤の委員4名と非常勤の3名だけで、あとは出向なので、人数が足りなくていっぱいやりたいんですけれども、なかなかそうもいかないというのが、この場で言っているのか分からないんですけれども、偽らざる実情です。

そこで、今回、いろいろ食品安全モニターですとか企画専門調査会ですとかいろんな情報源を通じて、こうこうこういうものを国民の健康影響評価のために是非やってくださいというものがどんどんリストに挙がってしまっていて、その中に食中毒がありました。

食中毒といえど、いざやるといった場合、データを集めてやらなければならないので、急に、はい、やりますよとはいかないわけです。そこで、いろんな選択肢があった中で、今回選んだものが、まずとりあえず取っかかりとしてできるのではないかと。それで、うまい具合にできたら次の候補に、9つのうちの4つを絞ったわけなんですけれども、4つのうちの外の3つもやっていこうよというポジティブな姿勢でいますので、是非、その辺も皆さんの御理解を得ながら、自ら評価の現在やろうとしていることを見ていただきたいと思っております。

外に何かございますか、どうぞ。

小泉委員 自ら評価のところ、一番大切なのは、科学的評価は我々きっちりしますが、そういった安全性の評価結果を、リスクコミュニケーションでしっかりと皆さんと知識を共有するということが大切だと思います。今までBSEというのは、健康保護の観点からすると、リスクは非常に小さいものだと思っています。

しかし、このたび、春日専門委員などはすごく努力していただいています。本当に罹患患者数が多くて、しかも死亡者数も多い。この微生物、ウイルスについて、自らこの委員会が評価するということに至ったというのは非常に大切なことだと思っています。しかも、ここで消費者が関与するチャンスというのが非常にあるというのは、もちろん、生産者から流通、加工段階までの安全対策も大切ですが、食卓に上る最後の段階で何らかの予防を

できるのは消費者なわけですね。その段階で、本当に健康被害を受けるのかどうか、自分たちはどうすればいいのかということを考え、食の安全ということに対する消費者の努力がここで報われるような気がするんです。だから、やはり微生物、ウイルスの安全性評価というのは、そういう意味でも大事ではないかと思しますので専門委員の方々、よろしくお願いたします。

見上委員長 どうもありがとうございました。

野村委員、どうぞ。

野村委員 もうさんざん出てしまった話ですが、せっかくの200回でございますので、私も一応、決意のほどを述べさせていただきたいと思います。

鈴木座長がおっしゃった、独立、科学、公開というこの3原則で、私も1年前、こちらに来たときにはこの3原則をしっかり頭に入れてやろうと思いました。現実に、今までのお話にも出ていましたように、この新しい食の安全を確保する行政。これはかなり私は1年間内部におりまして国民の間に定着してきた。そのように感じます。

また、同じ話になって申し訳ないんですが、やはり1つ、私の感じる課題は、リスクコミュニケーションの問題です。前にもちょっと季刊誌にも書きましたが、非常に立派な評価をしているし、それが公開されているんだけど、なかなかそれが浸透していないということが、私はこれからの課題だと思いますので、そこら辺を今までのやり方を検証しつつ、どのような対応があるか真剣に考えていきたい。こういう決意を述べさせていただきたいと思います。

見上委員長 どうもありがとうございました。何か外にございませんか。よろしいですか。

委員の先生方からもそれぞれ御発言がございましたが、最後に、東内閣府審議官から食品安全委員会に対して何か御示唆をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

東内閣府審議官 それでは、最初に高市大臣は来られておりませんが、今のお話、十分にお伝えをし、大臣ともいろんなお話をしたいと思っています。

お話を聞いていて、やはり世の中変わったなというのが、私の第一の感想です。というのは、私たち自身、今の世の中、行政をやるときに、情報公開というのがものすごく大切だということを痛感しております。昔は専門家に任せておけばその答えは正しいので後は全部やる。極端な話が、これはコンピュータで処理していますからと言ったら何でも正しいというような、そういう意味なのですが。

つまり、食品安全委員会の場合にあてはめると安全性と安心の部分のギャップでありま

す。国民の自立した意識というものが、やはり最近きちっと出てきているんだな。その最たるものが食品安全に関するものだろうな。そして、それは一番身近なものだからということだと思えます。これは、よく高市大臣と話をしていても、そういう話はよく出ており、私たち、特に言われることは、国民の目線又は生活者の目線、主婦の目線、そういうものすべてを見なければいけないとよく言われています。その点は、今日、いろいろなお話を聞いていて、ああそうなのかということがよく分かりました。

それはどういうことかということ、鈴木座長がおっしゃっていましたが、いわゆるデータを、よくアクセスできるようになった。今までは、いわゆる隠すと言うと語弊がありますけれども、そういうことを外へ出さないでやっていたという世界だったのだと思えます。そして、専門家ですとかそういう方にお任せをしていた世界から、それをみんな外に出して、それでどうなんだということで、外部評価的なものもあるのでしょうし、また実際、国民一人一人が考え直す、そういうことが行われているのだろうなということを感じております。

2つ目は、このリスクコミュニケーションの話でも、やはり私どもがそういう安全性とかを、こうですよというだけではなかなか納得していただけない。それは、先ほども申し上げたとおり、国民の目線ですとか主婦の目線で、そこに立ち返って見るということが大切だということがあるのではないかと考えております。

大ざっぱに言えばそういう議論ですけれども、その中でまた2つ、申し上げたいと思いますが、1つは、やはり皆さん本当によく努力しておられるなと感謝しております。よく考えてみると、800の案件のうち4年間で400件を評価された。単純平均しますと1年間で100件。すごいことだと思っております。それを5年間で云々という議論、そして、それが野心的だということをお聞きしまして、本当にそのとおりだなと実感しました。それとともに、廣瀬委員がおっしゃったように、そこは謙虚になって、その再評価もちゃんとやるとか、そういうことでございますので、これはやはり効率性とともに安全性、科学性という二律背反することについて十分に考えられておられる。自戒をしておられるということだろうなということをお聞きして、こういう姿勢で進めていかれるというお話であり、大変心強く思いました。我々は、効率性というものを結構強く言っておりましたけれども、再評価というものも大切だなということを確認したということでございます。

自ら評価等々の御議論もございました。そこも、私どもとしてもよく考えなければならぬと思えますが、今、先生方大変お忙しいからなんでしょうけれども、やはりデータとしてこういうものが足りない。従って自らどこかに発注する形で、そういう実験データを

集めるとか、そういうことが大切なんだろうなと思いました。そういう機能を、この委員会もお忙しくてしょうがないとは思いますが、そういうものを少し立ち上げていただき、データの広さみたいなものをカバーできる領域を広げられるということをやられると一番いいのかなと思って、先生方の御議論を聞いておりました。

最後に、自ら評価の中で、やはり春日先生がおっしゃった部分でございますが、やはりBSEだとかいろいろな議論がありますけれども、やはり食中毒というのは、我々国民の目線から言うと、一番身近で、一番量が多くて大変な話だろう。そこに、はっきり言うと生産者、製造業ですとか、生産者側の立場とか消費者の側の立場とかではなく、そういう自ら評価を、食中毒というところに目をつけてやっておられるというのは、やはりこの中立な立場の食品安全委員会があったからこそ、そういうことができるのかなということで、是非ここは粘り強くも幅広く大きくやられなければいけないのかなという思いを強くしております。

そういう意味では、齊藤事務局長以下、十分にサポート体制をつくらなければいけないのかなということを改めて感じたということでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

この辺りで、意見交換会を終了したいと存じます。東内閣府審議官、鈴木座長、春日専門委員におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございました。

どうもありがとうございました。

東内閣府審議官 どうもありがとうございました。先ほど言いましたとおり、ちゃんと伝えますので、そして次はこういう機会を大臣ともっていただければ一番いいと思っております。

本当に御苦勞様でございました。よろしく願いいたします。

(東内閣府審議官、鈴木農薬専門調査会座長、春日微生物専門調査会専門委員退室)

見上委員長 それでは、順番が逆になりましたが、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第200回会合議事次第がございますので、御覧いただきたいと思っております。

本日は、厚生労働省から國枝基準審査課長、玉川新開発食品保健対策室長及び、まだお

見えになっていないと思うんですけども、加地監視安全課長、農林水産省から境畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は全部で10点でございます。資料が多数ございますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料1-2、1-3。

資料2-1が「ケイ酸カルシウムに係る食品健康影響評価について」。

資料2-2が「ジノテフランに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2-3が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について<ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュベイト、エコスピード）>」。

資料3-1が「BSE対策に関する調査結果（平成19年3月末現在）」。

資料3-2が「ピッシングに関する実態調査結果について」。

資料3-3が「BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について（18年度）」。

資料4が「平成19年度食品安全モニター会議について」でございます。

不足の資料がございませんでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。

「（2）食品安全基本法24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から7月20日付けで、遺伝子組換え食品等1品目、及び7月18日付けで、特定保健用食品2品目について食品健康影響評価の要請がありました。

まず先に、遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」について、厚生労働省の國枝基準審査課長より説明がありますので、よろしく願いいたします。

國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料1-1と資料1-2に基づきまして御説明を差し上げたいと思います。このたび、食品安全委員会の方に食品健康影響評価をお願いするものは、資料1-1の一番表紙になりますけれども、組換えDNAの技術応用食品でありますチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種についてでございます。

資料1-2を御覧いただきたいと思います。これは、この新品種の概要を示したもので

ございます。まず、左側の方のカラムになりますけれども、Bt11系統は、トウモロコシに *cry1Ab* 遺伝子及び *pat* 遺伝子を導入することにより、チョウ目の害虫抵抗性、除草剤のグルホシネートの耐性を示すものでございます。

右の方のカラムになりますけれども、GA21系統は、トウモロコシに *mEPSPS* 遺伝子を導入することにより、除草剤のグリホサート耐性を示すものでございます。なお、親品種のいずれも、既に安全性審査を終了しておりまして、Bt11系統、GA21系統ともに、平成13年3月30日に安全性審査を経た旨の公表がなされているものでございます。

このたび、評価をお願いするものは、以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問ございましたら、どうぞお願いいたします。よろしいですか。

それでは、遺伝子組換え食品等チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21、これは英語で読むか、イレブン、11、どちらですか。

國枝基準審査課長 実をいうと私も分かりません。Bt10(テン)とBt11(イレブン)と言いますので、多分GAは21(トゥエンティワン)ではないかと思えます。

見上委員長 21系統を掛け合わせた品目につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。國枝課長、ありがとうございました。

次に、特定保健用食品2品目について、厚生労働省の玉川新開発食品保健対策室長より説明があります。よろしくお願いいたします。

玉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省の玉川でございます。よろしくお願いいたします。

今回、食品健康影響評価を依頼いたします製品は、資料1-1の2ページにございますように、花王株式会社より申請をされました、ヘルシアコーヒー無糖ブラック並びにヘルシアコーヒーマイルドミルクでございます。

資料1-3に、当該食品の概要がございます。ヘルシアコーヒー無糖ブラックと、ヘルシアコーヒーマイルドミルクは、いずれもコーヒーポリフェノールでございますクロロゲン酸類を特定の保健の目的に資する栄養成分といたしまして、その作用を阻害いたしますヒドロキシヒドロキノン、これはコーヒー豆の焙煎により生成する成分でございますが、このヒドロキシヒドロキノンを低減いたしました、血圧が高めの方に適する旨を特定の目的といたします清涼飲料水形態の食品でございます。

資料 1 - 3 の 2 ページに、さらに詳細な説明を記載してございます。なお、ヘルシアコーヒーマイルドミルクは、ヘルシアコーヒー無糖ブラックと関与成分、保健の用途が同一でございます。砂糖、乳原料等を配合した風味の異なる商品ということでございますので、以下ではヘルシアコーヒー無糖ブラックによる有効性試験というのを御紹介しているところでございます。

第 1 に、正常の高値血圧及び軽症の高血圧の男女を対象として、クロロゲン酸類を含有せずヒドロキシヒドロキノン低減させたコーヒーをプラセボ対象として無作為化二重盲検平行群間比較試験を行いまして、本品摂取群ではプラセボの摂取群に対しまして、収縮期の血圧、拡張期の血圧に有意な低下傾向が認められたというものでございます。

第 2 に、正常高値血圧の男女を主たる対象といたしまして、クロロゲン酸類を含有せずヒドロキシヒドロキノン低減させたコーヒーをプラセボ対象とした無作為化二重盲検平行群間比較試験によって、本品摂取群ではプラセボ摂取群に対して、収縮期血圧及び拡張期血圧に有意な低下が認められたというものでございます。

「2 作用機序」といたしましては、動物を用いた試験によりまして、経口摂取したクロロゲン酸類の降圧作用には、血管内皮細胞由来の主要な血管弛緩因子でございます一酸化窒素の関与が認められまして、摘出大動脈標本による試験によって、クロロゲン酸類による血管内皮依存性の血管拡張反応の向上が認められたというものでございます。

また、コーヒー豆の焙煎によって生成いたしますヒドロキシヒドロキノン低減は、クロロゲン酸類の降圧作用を阻害しているということが確認されております。

薬事・食品衛生審議会の新開発食品評価調査会におきましては、以下の 3 点が指摘されておまして、(1) 正常高値血圧者に対しまして本品の有効性の証明、(2) 許可表示の修正、(3) 作用機序評価方法の考察、作用機序、過剰摂取試験に関するデータの学術誌への投稿ということが指摘されましたが、これらにつきましては(別添)に示しているとおり、既に対応がなされているところでございます。

当該食品につきましては、新開発食品評価調査会におきまして審議を終了いたしまして、了承されているところでございます。

説明は以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

どうぞ。

廣瀬委員 1つお伺いしたいんですけれども、クロロゲン酸類となっておりますけれども、この「類」というのは何を指すのか、具体的にわかりますでしょうか。

玉川新開発食品保健対策室長 お答えいたします。クロロゲン酸類でございますけれども、カフェ酸又はフェルラ酸がキナ酸とエステル結合しているという、具体的には9成分ということになります。

見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございませんか。小泉委員、どうぞ。

小泉委員 続きで、その9成分の中で非常に有効なものの割合というのは、どれぐらいありますか。例えば、9種の中の1種類が6割ぐらい占めているとか、そういうことがあるんでしょうか。その有効性の程度というのは、どう違うのかということですが、有効成分のばらつきというのは、ロットによってかなり違うのかどうかということですね。

もう一点は、摂取量のヒト試験をやっておられますが、1日摂取目安量と書いてあるんですが、それはどれぐらいの量を投与されたんでしょうか。

他の質問ですが、有効成分の作用を阻害するヒドロキシヒドロキノンというものを低減したと言われていますが、その低減するときのいろんな処理に関して、何か溶剤を使うとか、いろんなことを処理をされたときに、いわゆる健康に問題のあるような残存成分が残る可能性はなかったのかどうか。

その3点をお願いします。

玉川新開発食品保健対策室長 詳細な資料等につきまして、ちょっと手元にございませんけれども、現在お答えできる範囲で申しますと、クロロゲン酸類の中のそれぞれの成分については、ちょっと手元に持ち合わせがございません。

一日の摂取目安量でありますけれども、1缶ということでありまして、185gということでもあります。

実際の処理に当たって、特に有害な残留などは認められないものと思っておりますけれども、詳細な添付資料につきましては、別途、専門調査会の審議の際に見ていただくようにできればと考えております。

見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。どうもありがとうございました。

それでは、特定保健用食品2品目につきましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。玉川室長、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。食品安全基本法24条に基づく委員会の意見の聴取についてでございます。添加物ケイ酸カルシウム、農薬及び動物用医薬品ジノテ

フラン並びに動物用医薬品ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュベイト、エコスピード）に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

まず初めに、添加物ケイ酸カルシウムにつきまして、事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料 2 - 1 に基づいて御説明申し上げます。

ケイ酸カルシウムにつきましては、固結防止剤として使用される添加物ということで、平成 17 年 8 月 15 日に厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価についての諮問がなされたものでございます。

食品安全委員会におきましては、添加物専門調査会におきまして 4 回の審議が行われまして、評価書案がまとまり、このものにつきまして本年 6 月 14 日から 7 月 13 日まで、国民からの意見・情報の募集が行われたものでございます。

御意見募集の結果につきましては、この資料の後ろから 2 ページ目「参考」のところに記載がございますけれども、期間中に御意見、情報というものはございませんでした。

ちなみに、この間、事務局の方におきまして資料の点検をいたしまして、最後のページに変更点というところがございますように、何点か文言の修正あるいは追加等を行っておりますけれども、内容については、大きな変更はございません。

ということでございまして、最終的な結果といたしましては、こちらの評価書の 2 ページの最後の方に書いてございますけれども、ケイ酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。この結果を本日、御了解いただきましたならば、厚生労働大臣の方に通知をいたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ケイ酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

見上委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、農薬及び動物用医薬品ジノテフランにつきまして説明願います。

北條評価課長 それでは、資料 2 - 2 に基づきまして、御説明を申し上げます。

評価書の 4 ページをお開きいただきたいと思います。ジノテフランでございますが、このものにつきましては、2002 年 4 月 24 日に初回農薬登録が行われておりまして、食品安全委員会におきまして残留基準設定に係る食品健康影響評価が一度行われたものでございます。

今回は、農林水産省より、この農薬の適用拡大申請に伴いまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価が諮問されたものでございます。同時に、ジノテフランを含有いたします製剤の製造販売承認に係る食品健康影響評価につきましても諮問がなされまして、審議がなされているものでございます。

「審議の経緯」の「第 2 版関係」のところに審議経過が記載されておりますけれども、その間、マンゴーに係る適用拡大の追加申請がなされております。これらを含めまして、食品安全委員会におきましては、農薬専門調査会並びに動物用医薬品専門調査会の 2 つの調査会で御審議をいただきまして、評価書につきましては本年の 3 月 29 日から 4 月 27 日まで、国民からの意見あるいは情報の募集が行われたものでございます。

なお、その間でございますけれども、さらにオクラについて適用拡大がなされまして、これにつきましても、資料をいただき検討がなされ、その結果につきましては、本年の 7 月 4 日に農薬専門調査会の幹事会が開催されておりますが、こちらの方で検討がなされました。

このオクラの部分の追加につきましては、パブコメで出されております資料と比較しまして軽微な変更であるということで、この追加部分については、幹事会の中で改めてパブコメの方は不要であろうと結論をいただいているものでございます。

御意見募集の結果につきましては、本資料の最後のページに記載がございますように、意見・情報の募集を行ったところ、期間中に御意見・情報はなかったという結果でございました。

なお、評価書につきましては、若干の変更を行っておりますが、それにつきましては「参考」の前のページに記載がございます。最初の 3 の項目につきましては、文言等の追加の修正でございます。それ以下 4 つの項目につきましては、最後の諮問に係りますオクラの部分でありますけれども、オクラについての追加の記載でございます。別紙 3 につきましては、おくらの試験成績を追加しております。また、「別紙 4：推定摂取量」には、おくらのデータを追加するとともに、推定摂取量の合計値を若干変更しております。

御覧いただくとお分かりになるとと思いますけれども、微細な変更というところでござい

ます。

以上の変更を含めまして、最終的にはこのものにつきましては、一日摂取許容量（ADI）としましては、0.22mg/kg 体重/日を設定するという、こういう結論でもってそれぞれ関係省庁の方に通知をいたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくをお願いします。

よろしいですか。適用拡大によって何遍もやっているといういわく付きで、最後にマンガで終わったかと思ったらオクラまで来た。この次は何がくるか。その辺、もう少しよくあれしてもらわないと。これでも1品目ですね。大変なエネルギーを費やしているわけですけれども、よろしいですか。要するに、もうパブコメもやらない。これはなぜかという、ほとんど変わらないし、農薬専門調査会の幹事会において、そのことは十分ディスカッションして、その必要はないだろうということで、その前の段階でパブコメをやっても御意見なかったということですね。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ジノテフランの一日摂取許容量を0.22mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

それでは、続きまして、動物用ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤フラッシュベイト、エコスピードにつきまして御説明願います。

北條評価課長 それでは、資料2 - 3に基づいて御説明申し上げます。

本品目につきましては、主剤をジノテフランといたします製剤でございまして、効能・効果としては、畜・鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の駆除ということになっております。

評価の中身につきましては、先ほどのジノテフランのところと同一でございまして、特に御説明は申しませんが、このものの御意見の募集につきましての結果は、資料の最後のところに記載がございましたように、期間中に御意見・情報というものは特にありませんでした。そういう結果でございます。

したがって、3ページのところでございますように、ジノテフランの食品健康影響評価については、ADIとして、ジノテフラン0.22mg/kg 体重/日を採用するというところで関係省庁の方に通知をいたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いたします。牛舎ですとか鶏舎にこれを塗ったものをつるして、ハエを防ぐということで直接動物に摂取するとかそういうことではないということだそうです。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、本剤の使用成分であるジノテフランの一日摂取許容量を 0.22mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、次の議題に移らしていただきます。BSE 対策に関する調査結果等についてでございます。BSE 対策に関する調査結果につきましては、厚生労働省から、BSE 関係、飼料規制の実効性確保の強化については、農林水産省から報告があるとのことですので、まず、厚生労働省の加地監視安全課長から、続きまして、農林水産省の境畜産安全管理課長より報告をよろしくお願いたします。加地さん、よろしくお願します。

加地監視安全課長 監視安全課長の加地でございます。

資料 3 - 1 と 3 - 2 を御覧いただければと思います。BSE 対策に関する調査、研究ということで、平成 19 年 3 月末の結果でございます。

最初に、この調査の趣旨ですけれども、平成 17 年 5 月に、国内措置の見直しの評価結果を、この安全委員会でもいただきました際に、SRM の管理に関する施策の遵守状況等につきまして、実施状況をちゃんと確認して、と畜場における実態調査を定期的を実施することがリスク回避に非常に有効であるという御意見をいただいております。

このため、以来年 2 回でございますけれども、と畜場における SRM 管理等の実態調査を実施しているところでございます。内容といたしましては、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRM の除去・焼却等々について調査しております。この資料 3 - 1 は、前回は平成 18 年 10 月末でございまして、それから半年経ちましたので、19 年 3 月末の結果でございます。

最初に調査対象施設でございますが、18 年の 10 月末と比べますと 159 施設、牛のと畜場数として 3 施設減って、156 になっております。めん羊、山羊につきましては、逆に 2 施設増えているというところでございます。

通常牛のスタンニング方法につきまして、ここの部分については、数字は若干移動が

ありますけれども、これは施設が、先ほど申し上げましたように、と畜場の数が減っているところが主な影響であろうと考えられます。

3点目の牛のとさつ時のピッシングにつきましては、64施設行っていたものから47施設に減少しております。これにつきましては、また、後で、3-2の方で細かく御説明をしていきたいと思っております。

4の背割りの防止、2ページの(1)基本的事項といたしまして、それぞれありますが、この数字の変化は、先ほど言いましたと畜場の数が減っており影響であると思われま

5の牛の特定部位の焼却、めん羊、山羊、SRMの取扱い、最後の7のSRMに係るSSOP。ここの部分についても、以上、御覧になったとおりでございます。

少し、ピッシングの方につきましては、資料3-2を御覧いただければと思っております。「2調査結果」の(1)ピッシング中止施設数ということで、年次を経時的に追っていきますと、全156施設のうちの109施設、70%が3月末時点で中止をしたということでございます。ただ、中止していないあと残りの47施設でございますけれども、本年度中に完了する予定が39施設。そして、平成20年度中に予定しているものが8施設ということで、今のところ20年度中には100%ピッシングが中止という予定でございます。

(2)は、自治体単位で集計したものでございます。裏に回しまして、ここにはすべての施設でピッシングを中止している自治体とその施設数、一部で中止しているという自治体が13、この3番目のはと畜施設を有していない自治体でございます、これを除く部分の自治体がまだピッシングを中止していないというところでございます。

とりあえず以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、境畜水産安全管理課長よろしく申し上げます。

境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の境でございます。それでは、資料3-3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

BSE関係飼料規制の実効性確保の強化についてということで、18年度分を報告させていただきます。これは、食品安全委員会の評価を受けて強化をしたわけでございますが、内容は3点でございます。

1 ページ目にありますように。

- 1 輸入飼料に係る交差汚染の防止。
- 2 販売業者における規制の徹底。
- 3 牛飼育農家における規制の徹底でございます。

3 ページの図を御覧いただきたいんですけども、これは飼料検査体制の強化という全体図でございます。点々で矢印が振ってあるところが新しいものでございます。まず、輸入段階、従来、植物油かすとか穀類について、農林水産消費安全技術センターが検査を行っていましたが、これに併せまして配合飼料、混合飼料についても検査対象にしたというものでございます。

下の左の方で、小売店は飼料の小売業者でございます。ここにつきましても、都道府県に届出させて、都道府県が立入検査を行って、監視を行うというものでございます。

農家に対しまして、都道府県が検査を行うということになっておりますし、また、併せまして、事業運営としまして、地方農政局、農政事務所が農家に巡回指導を行っているという内容でございます。

1 ページに戻っていただきまして、1 番目の輸入飼料でございますけれども、17 年 6 月の省令改正によりまして、従来、輸入業者につきましては、配合飼料とか混合飼料の原料までは届出対象でなかったわけですけれども、飼料の原材料を届出の対象にして輸入実態を把握することにしております。

( 2 ) にございますように、検査・分析の実施でございますけれども、まずは、届出された段階で、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来タンパク質が使用されていないことを確認しております。さらに、加工された飼料 43 点につきまして、農林水産消費安全技術センター、従来の( 独 ) 肥飼料検査所でございますが、そこが検査・分析を行ったところ、問題はありませんでした。

2 番目に、販売業者でございます。これは、先ほど申し上げましたように、届出義務の対象として、従来は小売業は届出の対象になかったわけですけれども、小売業も都道府県への届出対象に追加をしております。( 2 ) にありますように、そういった販売業者に対する監視等につきましては、都道府県が実施するということになっております。

( 2 ) の 4 行目ですけれども、販売業者に対する検査、18 年度には、1,464 件実施をしております。法令違反につながる可能性のある不適合が 7 件ございました。販売業者の総数は 1 万 4,172 ということになっております。

不適合の内容は、帳簿の不備が 2 件、表示の不備が 1 件、保管等における交差汚染防止の不備が 4 件でございます。

3 番目に、牛飼育農家でございます。これも、基本的に都道府県が立入検査を行うことになっておりまして、下から 2 行目ですけれども、都道府県が牛飼育農家に検査・指導を行っておりまして、18 年度には 6,244 件実施し、不適合が 7 件ございました。ちなみに、

牛飼育農家は10万8,649戸となっております。

2ページの(2)でございます。地方農政局、農政事務所が巡回指導をそのほかに行っております。それにつきましては、この4行目ですけれども、18年度に1,500件に巡回指導を行っておりまして、規制されている動物性飼料の給与事例は認められなかったということでございます。

「4 製造段階における規制の徹底」ということでございます。農水省が行う部分、センターが行う部分、あるいは都道府県が行う部分をきちっと分担を明確化をしております。基本的には、広域の製造業者なり輸入業者はセンターが行い、県域の製造業者、あるいは販売業者、農家については、県が検査を行うということになっております。

(2)のセンターの検査・指導でございます。飼料等の製造事業場に対する検査・指導を18年度に388件実施しておりまして、不適合が7件ございました。総数は2,376でございます。内容につきましては、帳簿の不備が2件、表示の不備が5件ということであります。

都道府県でございますが、18年度に371件実施し、不適合が11件ございまして、帳簿の不備が1件、表示の不備が8件、製造における交差汚染防止の不備が1件、保管等における交差汚染防止の不備が1件ということになっております。

「5 改善措置」でございます。いずれも、指導の結果改善済みということになっております。

4ページに、センターが行っております輸入飼料検査対象が具体的に書かれておりまして、43点ということであります。

5ページには、販売業者等における不適合事例を掲げております。販売業者のところ、3つ目の枠でございますが、A飼料、B飼料と書かれておりますが、欄外の一番下に、A飼料の意味が書いてあります。反すう動物に給与されるものがA飼料。それ以外の家畜の飼料がB飼料ということで、A飼料にB飼料の物質が混合しない、コンタミしない体制を取っているわけでございます。

販売業者の方に戻っていただきまして、3つ目の欄で、交差汚染防止対策の不備4件という中身でございますけれども、A飼料とB飼料の保管場所が近接しているとか、区分が不明確だったとか、同一車両で輸送している。あるいは、A飼料の倉庫にB飼料が保管されているというものであります。

反すう動物の農家につきましては、同一の保管場所にA飼料とその他を保管しているとか、ペットへの給餌を行っていたというものでございます。製造業者につきましては、下

から2番目の枠でございますが、交差汚染防止対策の不備1件ということで、製造施設が十分に閉鎖されていないというものでございます。

6ページ目以降は、具体的な省令とか通知が書いてございますので、後ほど、御参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の両方の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問、御意見ございましたらよろしくをお願いします。

小泉委員 その前の資料3-2ですが、ピッシング中止していない施設47ということで、この数の内訳は、裏側の2ページ目を見ますと、上は全部している。2番目の ですが、ピッシングを中止している13自治体の全施設の中止施設ということは、この逆算で、例えば13のうち10していれば、3はしていないということですね。これをトータルすると20になるんですが、実際は47というのはどういうふうになっているんでしょうか。

加地監視安全課長 この中に載っていない自治体の名前がありまして、それは分母が全施設数が、例えば5あって、5分の0、あるいは4分の0。

小泉委員 それをここには載せられていないんですか。

加地監視安全課長 そういことです。

小泉委員 下にと畜場を有していない自治体を書くぐらいであれば、していない自治体を書いた方が意味があるように思います。

加地監視安全課長 これは、次の御報告には、残りのやっていないところを載せようかなと思っているんです。最初は、やったところが少なかったものですから、ポジティブリスト制にしていたんです。今度はネガティブリストをつくらなければいけないかなと。

小泉委員 分かりました。

見上委員長 よろしいですか。いずれにしても、ピッシングに関しては来年度まででもう全部中止する。そういうことだそうです。是非、よろしくをお願いします。

外にございませんか。どうぞ。

野村委員 私は、あまりこれまでの経過を知らないんですが、飼料規制の方ですが、意外と思ったより不備や何かが多かったような気もするんですけれども、今回の評価でかなりその辺は解決され、安全性は確保されると考えてよろしいんですか。

境畜水産安全管理課長 5ページ目に、具体的な違反事例を書いております。確かに、飼料ごとの相互の交差汚染の可能性というものはあったわけですが、実際、牛の飼料に豚

と鶏の飼料が混じったとか、そういうことではありません。例えば一緒のトラックに乗っても、ちゃんと袋に入った形で既に分かれておりますから、そういう意味で実際上交差汚染が起こったということではないということでございますので、飼料規制の効果は上がっていると認識しております。

見上委員長 よろしいですか。どうぞ。

畑江委員 初歩的なことで済みません。資料3 - 1ですけれども、通常の牛のスタンニング方法というのは、18年も19年もほとんど変わっていないんですけれども、これはどういうように指導しているんですか。

加地監視安全課長 これは、問題となるのは2の(3)を見ていただくと、圧縮した空気とか、あるいはガスを頭蓋腔内に注入して、SRMを粉碎してしまう。こういうものが飛び散って汚染させる可能性がありますので、それはやめてください。そういう指導なので、既に18年10月以前からそういう施設はないです。

畑江委員 そうすると、スタンガンの先が頭蓋骨内に入るのは構わないわけですね。

加地監視安全課長 はい。

畑江委員 そうですか。ありがとうございます。

見上委員長 よろしいですか。それでは、本件につきましては、次回の調査結果等が取りまとめられましたら、当委員会に御報告いただくようお願いいたします。また、本日、御報告いただいた内容につきましては、事務局からプリオン専門調査会の専門委員の皆さんにきちんとお伝えください。

それでは、次の議題に移らしていただきます。「平成19年度食品安全モニター会議について(報告)」につきまして、事務局から説明願います。

西村勸告広報課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、報告いたします。

「19年度食品安全モニター会議について」ですが、最初に「1 開催趣旨」が書いてあります。モニターの方々に、食品安全委員会の取組や食品健康影響評価の実際などについて、知識や理解を深めていただくとともに意見交換を行うこと、これを目的として開催しております。

「2 開催状況」です。今年5月から6月にかけて、全国の7都市において計10回開催しております。参加人数は346名に上っております。

「3 会議概要」です。ここでは、まず第1部として事務局から食品の安全性、信頼性確保及びモニターの活動について説明を行い。続いて、第2部とっておりますけれども、そこでここにいらっしゃる食品安全委員会の委員からリスク評価の考え方、実際について

説明を行っております。さらに、今年からの試みですけれども、第3部としまして、モニターの方から食の安全の確保に向けた地域における取組について発表してもらった。その後、意見交換を行ったという次第でございます。

なお、この会議には、厚生労働省及び農水省の担当の方にも出席願っております。

具体的に、どんな意見が出たかということ、次の2ページ目に書いてあります。真ん中よりちょっと上ですけれども、リスク評価と管理は別だと言われても、一般的にはよく分からない。食品安全委員会の位置付けも非常に分かりにくい。こういう意見がモニターさんから出されております。

続きまして、ちょっと飛びまして、4ページ目です。ここでは、真ん中ぐらいに「BSE」という欄がありますけれども、そこから5から6行下ったところに、米国、カナダ以外の国の牛の安全性については、どのように調査しているのか。こういう質問もありました。

6ページ目以降、これが今回、モニターにアンケート調査を取った結果であります。具体的には、7ページ目にいきますと、問4、問5、ここにつきまして、事務局なり委員からの説明に対して理解ができたかとか、参考になったかという問いに対しましては、いずれにしても、9割以上の方が理解できた、参考になったという答えをしております。

また、ちょっと飛びまして、9ページ目にいきますと、問13。ただ、いいことばかりではなくて、意見交換に当てられた時間はどうでしたかという問いに対しては、もっと時間が欲しかったとあって、ちょっと時間が短かったという意見が約3割に上っております。

11ページ目ですが「東京2」というものの一番最後のポツです。ここでは、会議の内容は大変興味深かった。初めて参加してみて、食品安全委員が真摯に対応する姿勢に好感を持った。食品安全委員会が食品の安全性の信頼を築く本丸であると考えてるので、今後とも市民の視点で信頼を確保し続けてほしい。こういう要望も出ております。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容等につきまして、何か御意見、御質問がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局からの報告がありましたモニター会議についてですが、私も含めまして、委員の方々には、東京での開催を始め、地方での開催に御出席され、御講義いただき、また、モニターの方々と意見交換を行っていただきました。御出席なされた会議での御感想や、今年度の食品安全モニター会議について総括などがございましたら、よろしく願います。何か特別ございますか。特にないですか。

最後、説明していただいたもの、何かいいことばかりで、何か本当かなという気持ちはしないまでもないんですけども、そういう目標に向かって、食品安全委員会の皆さん、事務局も含めまして頑張らないといけないというふうに感じております。

それでは、外に議事がございますか。

小木津総務課長 1件ございます。食品安全委員会の専門委員の公募に係る募集期間の延長についてお諮りしたいと思います。

先月の6月28日の当委員会の会合で、御了承を受けて、本件の募集期間を7月2日から7月27日までとして募集しているところでございますが、問い合わせは多数いただくんですが、今のところ、応募書類の到着件数は非常に少ない状況でございます。この状況を考えますと、2週間程度の募集期間の延長をすればいかがかと考えますが、御了承いただけますでしょうか。

見上委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

それでは、食品安全委員会専門委員の公募に係る募集期間の延長につきましては、事務局の原案どおり、延長の進めを進めてください。また、本日、メディアの方々も傍聴していただいていると思います。是非、皆様からも公募の件につきまして取り上げていただければいいなと思っております。よろしく願いいたします。ところが、ほとんどメディアの方、帰ってしまったのではないかな。伝えてください。

その他、議事ございますか。

小木津総務課長 特にございません。

見上委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様方から特に御発言はございませんでしょうか。全般を通じて結構ですが、何かございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして食品安全委員会第200回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、8月2日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、明日27日金曜日14時から、農薬専門調査会幹事会が公開で開催。

14時30分から、農薬専門調査会総合評価第二部会が非公開で開催。

来週30日月曜日14時から、添加物専門調査会が公開で開催。

8月1日水曜日14時から、農薬専門調査会幹事会が公開で開催。

14時30分から、農薬専門調査会総合評価第一部会が非公開で開催される予定となって

おります。

本日は、どうもありがとうございました。以上です。